

岩手県保健医療計画（2018-2023）の中間見直しについて

1 趣旨

- 令和 2 年 9 月 28 日に開催した、第 1 回医療計画部会において、医療計画の中間見直しに係る方向性等について承認いただいたことを踏まえ、今回、中間案を作成したことから、各委員から意見を伺いたいもの。

【意見期限：令和 3 年 1 月 13 日（水）】

【資料】

- 資料 2 - 2 中間見直しにおける主なポイントについて
 資料 2 - 3 医療計画（中間案） 全文新旧対照表
 資料 2 - 4 疾病・事業等に関する各協議会等からの意見について

【参考資料】

- 医療審議会 資料 3 - 1 医療計画の中間見直しについて
 資料 3 - 2 医療計画概要版

2 新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療計画への記載と中間見直しの時期について

(1) 中間見直しの時期等について

- 令和 2 年度中に実施すること。

(2) 中間見直し時点における新型コロナウイルス感染症への対応について

- 本県のこれまでの新型コロナウイルス感染症への対応に関する内容を、第 4 章 4 節「感染症対策」の項目に新たに記載する。
- なお、国の議論の状況（第 8 次計画から「新興感染症等の感染拡大時の医療」を新たに計画に位置付けること等）についても合わせて記載し、国が示した観点等については、第 8 次計画に向けて検討を進めることとしたい。

(3) 参考（これまでの経緯等）

- 令和 2 年 9 月 28 日の第 1 回医療計画部会において、事務局から下記の方向性を示し、承認いただいたところ。

- ・ 基本的には、令和 2 年度中に中間見直しを進めることを想定。
- ・ 国の議論を踏まえ、感染症対策を踏まえた「医療計画策定指針」が新たに発出され、今回の中間見直しに反映することを求められる場合は、令和 3 年度にかけて、中間見直しにむけた議論を行うこと

- 新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療計画のあり方については、令和 2 年 9 月末から国においても議論が進められており、12 月 15 日付で、「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」として、一定の整理がなされた。（参考資料 1）

【ポイント】

- ・ 第 8 次医療計画から「新興感染症等の感染拡大時における医療」について疾病・事業のうち「事業」に新たに位置付ける。
- ・ 記載内容は「平時の取組」や「感染拡大時の取組」等を想定しており、具体的な内容については、感染症部会等の議論を踏まえつつ、引き続き検討。

3 今後のスケジュールについて

時期	会議	内容
令和2年 3月25日	医療審議会	医療計画の中間見直しについて
9月28日	医療計画部会	○医療計画の進捗評価について ○中間見直しの方向性について
12月25日(金) (書面協議)	医療審議会・ 医療計画部会	○医療計画(中間案)について
12月25日(金) ～1月13日(水)	医療計画部会委員に対 し、書面による意見聴取	
1月下旬 ～2月中旬	パブリックコメント	(パブリックコメント)
2月下旬	医療計画部会	○パブリックコメントの結果につい て ○医療計画(最終案)について
3月下旬	医療審議会	○医療計画の答申
3月下旬		○医療計画策定(決裁)

※ 2月下旬の医療計画部会及び3月下旬の医療審議会においては、現時点では集合による開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況を踏まえ、書面開催とさせていただく可能性もありますので、予めご了承ください。

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方①

(令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会)

1. 新興感染症等の感染拡大時における体制確保（医療計画の記載事項追加）

- 新興感染症等の感染拡大時には、広く一般の医療提供体制にも大きな影響（一般病床の活用等）
- 機動的に対策を講じられるよう、基本的な事項について、あらかじめ地域の行政・医療関係者の間で議論・準備を行う必要

医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加

- 詳細（発生時期、感染力等）の予測が困難な中、速やかに対応できるよう予め準備を進めておく点が、災害医療と類似 ⇒ いわゆる「5事業」に追加して「6事業」に
- 今後、厚生労働省において、計画の記載内容（施策・取組や数値目標など）について詳細な検討を行い、「基本方針」（大臣告示）や「医療計画作成指針」（局長通知）等の見直しを行った上で、各都道府県で計画策定作業を実施 ⇒ 第8次医療計画（2024年度～2029年度）から追加

◎ 具体的な記載項目（イメージ）

【平時からの取組】

- 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保（感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペースの整備）
- 感染拡大時を想定した専門人材の確保等（感染管理の専門性を有する人材、重症患者に対応可能な人材等）
- 医療機関における感染防護具等の備蓄
- 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

【感染拡大時の取組】

- 受入候補医療機関
- 場所・人材等の確保に向けた考え方
- 医療機関間での連携・役割分担（感染症対応と一般対応の役割分担、医療機関間での応援職員派遣等） 等

※ 引き続き、厚生科学審議会感染症部会等における議論の状況も踏まえつつ、記載項目や、施策の進捗状況を確認するための数値目標等について、具体化に向け検討。

◎ 医療計画の推進体制等

現行の取扱いに沿って、各都道府県に対し、地域の実情に応じた計画策定と具体的な取組を促す

- 現行の医療法
 - ・ あらかじめ都道府県医療審議会で協議
 - ・ 他法律に基づく計画との調和
- 現行の医療計画作成指針（局長通知）
 - ・ 都道府県医療審議会の下に、5疾病5事業・在宅医療ごとに「作業部会」、圏域ごとに「圏域連携会議」を設置
 - ・ 作業部会、圏域連携会議、地域医療構想調整会議において、関係者が互いに情報を共有し、円滑な連携を推進
 - ・ 圏域については、従来の二次医療圏にこだわらず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方②

(令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会)

2. 今後の地域医療構想に関する考え方・進め方

(1) 地域医療構想と感染拡大時の取組との関係

- 新型コロナ対応が続く中ではあるが、以下のような地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わっていない。
 - ・ 人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化、マンパワーの制約も一層厳しくなる
 - ・ 各地域において、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくためには、医療機能の分化・連携の取組は必要不可欠
- 感染拡大時の短期的な医療需要には、各都道府県の「医療計画」に基づき機動的に対応することを前提に、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。

(2) 地域医療構想の実現に向けた今後の取組

【各医療機関、地域医療構想調整会議における議論】

- 公立・公的医療機関等において、具体的対応方針の再検証等を踏まえ、着実に議論・取組を実施するとともに、民間医療機関においても、改めて対応方針の策定を進め、地域医療構想調整会議の議論を活性化

【国における支援】 * 各地の地域医療構想調整会議における合意が前提

- 議論の活性化に資するデータ・知見等を提供
- 国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」を選定し、積極的に支援
- 病床機能再編支援制度について、令和3年度以降、消費税財源を充当するための法改正を行い、引き続き支援
- 医療機関の再編統合に伴い資産等の取得を行った際の税制の在り方について検討

(3) 地域医療構想の実現に向けた今後の工程

- 各地域の検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域に対して支援。
- 新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定^(※)について検討。その際、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることから、2022年度中を目的に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要。

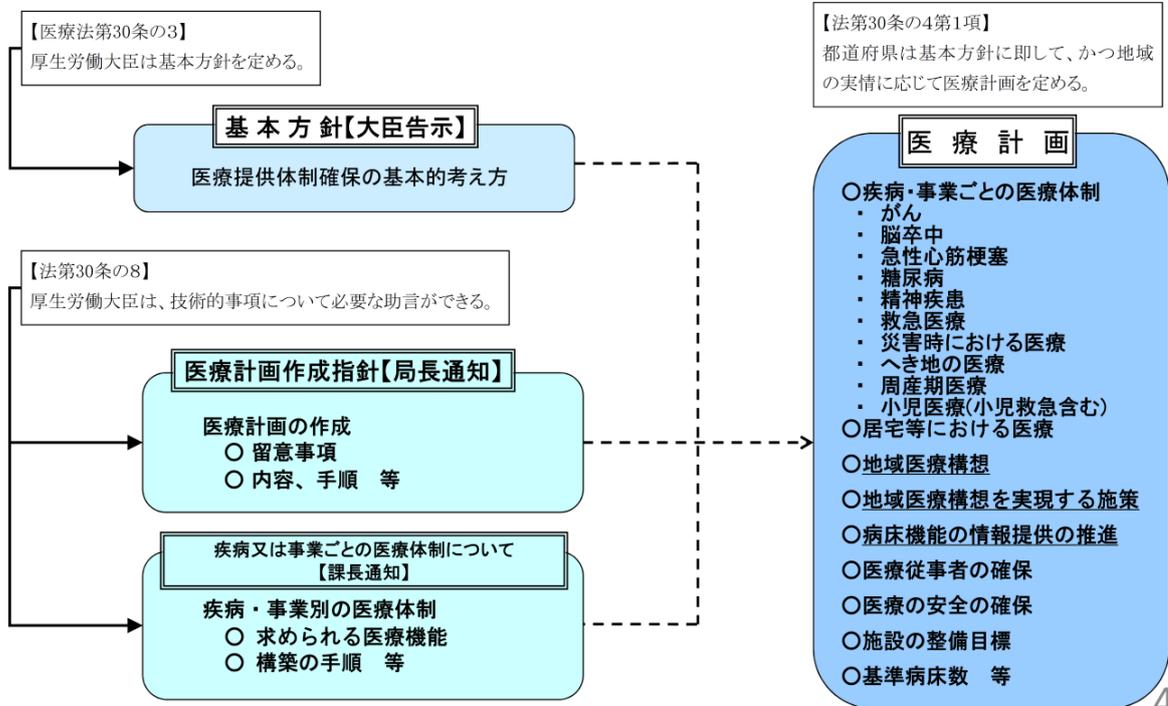
※ 具体的には、以下の取組に関する工程の具体化を想定

- ・ 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証
- ・ 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定（策定済の場合、必要に応じた見直しの検討）

岩手県保健医療計画の中間見直しについて

1 医療計画の概要について

(1) 計画の法的根拠



(2) 計画の期間等

現行の岩手県保健医療計画（2018-2023）は6年間の計画期間となっているが、介護関連の計画との整合性を確保するため、3年ごとの中間見直しが義務付けられており、令和2年度は見直し実施年となっている。

(3) 現行計画の主な記載事項

- 地域の現状（統計データ）
- 保健医療圏及び基準病床数の算定
- 保健医療体制の構築
 - ・ 医療連携体制及び住民への情報提供推進策
 - ・ **5疾病・5事業（※）及び在宅医療に係る目標**

※ 5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）
5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）に加え、本県では、「認知症の医療体制」も独自項目として記載。

- 保健医療を担う人材の確保・育成（医師、看護師等）
- 地域保健医療対策の推進
 - ・ 障がい児・者、感染症対策等
- 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進
 - ・ 地域包括ケア、医療費適正化等

2 中間見直しの方向性について（案）

(1) 新たな医療計画作成指針について

国から令和2年4月13日付けで医療計画作成指針が示されたところであり、本指針を踏まえて中間見直しを行うこと。

(2) 指針を踏まえた各記載事項の見直しの方向性について

ア 保健医療圏及び基準病床数の算定

➡ 中間見直しの対象としない。

イ 5疾病・5事業及び在宅医療

➡ 中間見直しの対象とする。なお、見直しに当たっては、国の指針を踏まえ、指標を中心とした見直しとし、必要に応じ、現状・課題・施策についても記載の充実を図る。

ウ その他、保健医療体制の提供体制の構築に関する事項

(ア) 感染症対策以外

➡ 見直しは必須とせず、「医師確保計画」などの関連する計画の策定（改定）や、平成29年度以降の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて記載の充実等を図る。

(イ) 感染症対策について

➡ 今後、国において、感染症対策を含めた医療計画の在り方等について議論を進めることとしており、議論の状況を踏まえて対応する。

(3) 中間見直しに向けた進め方（中間見直しの実施時期）について

現時点では、令和2年度中に中間見直しを行うスケジュールを想定している。

なお、上述のとおり、感染症対策については、今後、国において議論が進められることとなるが、「感染症対策を踏まえた医療計画の見直し指針」が新たに発出され、今回の中間見直しに反映することを求められる場合は、令和3年度にかけて、中間見直しにむけた議論を行うこと。

※ なお、令和2年5月12日付けで「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中間見直しの時期が令和3年度となっても差し支えない」旨の通知が発出されている。

【参考1】 医療計画の中間見直しの時期に影響がある事項について

	中間見直しの時期に影響のある事項		
	(新興)感染症対策 (現状・課題) ・ 医療計画の主要項目として「新興感染症」が位置付けられる可能性	脳卒中・心血管疾患 (循環器病対策推進計画) (現状・課題) ・ 計画を新規策定する必要があり、医療計画と調和を図る必要 ・ 策定は令和3年度中を見込む	在宅医療 (医療と介護の整合性の確保) (現状・課題) ・ 介護保険事業(支援)計画はR2中に策定 ・ 在宅医療等の追加的需要の調整もR2に終える必要
パターン1 (R2に見直し) ※感染症対策の新たな指針が <u>出なかった</u> 場合	⇒中間見直しに <u>反映しない</u> (第8次計画への反映に向けて議論)	⇒中間見直しに <u>反映しない</u> (第8次計画で反映させる)	⇒中間見直しに <u>反映する</u>
パターン2 (R3に見直し) ※感染症対策の新たな指針が <u>出た</u> 場合	⇒中間見直しに <u>反映する</u> (令和3年度にかけて議論を進める)	⇒中間見直しに <u>反映する</u>	⇒中間見直しに <u>反映する</u> ※ <u>R2中に調整を進める必要があるため、計画部会において個別に承認を得ることを想定。</u>

【参考2】 令和2年度中に見直しを実施する場合の想定スケジュール

前回の医療計画の見直し同様、総括的な事項については、医療審議会（計画部会）において議論を行うが、各疾病・事業等の詳細については、各事業を所管する協議会等において、議論を進めること。

時期	会議	内容
9月28日	医療計画部会	・ 中間見直しの方向性について ・ 医療計画の進捗状況（評価）について
10月～12月	各疾病・事業の協議会など	・ 中間案の作成に向けた議論
12月～1月	医療審議会 医療計画部会	・ 中間案について ・ パブリックコメントの実施について
〃	各疾病・事業の協議会など	・ 医療審議会を踏まえた中間案の調整等
1月下旬 ～2月中旬	パブリックコメント	・ 医療計画の中間見直し案（素案）について
3月上旬	医療計画部会	・ パブリックコメントの結果について ・ 医療計画の中間見直し（最終案）について
3月中～下旬	医療審議会	・ 医療計画の中間見直し（答申）

※ 9月30日で現行の医療審議会の委員は任期満了となることから、10月以降の会議においては、新たな委員により御議論を頂くこと。